

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）について

1. 条例制定の背景

平成 27 年度から実施予定の「子ども・子育て支援新制度」では、子どものための教育・保育給付として、認定こども園、幼稚園、保育所の共通の給付である施設型給付と家庭的保育事業等への給付である地域型保育給付が創設されます。

教育・保育給付は、市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定め、給付の対象となることを確認したうえで、各施設・事業者からの請求に基づいて支払うこととなります。

市町村が、各施設・事業の確認をする際には、それぞれの認可基準を満たすことのほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を満たすことが求められます。

本市では、本制度の実施に伴い、国が定めた「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、茨木市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業に関する基準を定めることとなります。

従うべき基準と参酌すべき基準とは…

「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情の応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの